

5 緩和ケアの医療費

● 緩和ケア病棟の入院費

緩和ケア病棟も一般病棟と同じように、入院費の自己負担の上限額は、年齢や所得によって異なります。最終的な自己負担額となる毎月の「自己負担限度額」は、加入者が70歳以上かどうか、また、加入者の所得水準によって分けられます。 ※詳細は静岡がんセンター小冊子「医療費のしくみ（高額療養費制度の項目）」をご覧ください。静岡がんセンターのホームページよりダウンロードできます。



70歳未満の方

2026年8月現在

表 記	区 分	月単位の自己負担限度額	年 間 上 限
ア	年収 1,160万円～ 標準報酬83万円以上	270,300 + (総医療費-901,000) × 1 % 【140,100円】	168 万円
イ	年収 770万円～ 標準報酬53万円以上	179,100 + (総医療費-597,000) × 1 % 【93,000円】	111 万円
ウ	年収 370万円～ 標準報酬28万円以上	85,800 + (総医療費-286,000) × 1 % 【44,400円】	53 万円
エ	年収 ～370万円 標準報酬26万円以下	61,500円 【44,400円】	
オ	住民税非課税	36,900円 【24,600円】	29 万円



70歳以上の方

2026年8月現在

所得区分		窓口 負担割合	月単位の自己負担限度額		年間上限
			外来のみ (個人ごと)	外来 + 入院	
現役並み所得	現役並みⅢ 年収：約1160万円～ 標準報酬83万円以上 課税所得690万円以上	3割	270,300 + (総医療費-901,000) X1% 【140,100円】		168万円
	現役並みⅡ 年収：約770万円～ 標準報酬53万円以上 課税所得380万円以上		179,100 + (総医療費-597,000) X1% 【93,000円】		111万円
	現役並みⅠ 年収：約370万円～ 標準報酬28万円以上 課税所得145万円以上		85,800 + (総医療費-286,000) X1% 【44,400円】		53万円
一般	いずれも 該当しない方	2割 (70～74歳) 1～2割 (75歳以上)	22,000円 【年間 216,000円】	61,500円 【44,400円】	
住民税非課税	低所得Ⅱ 低所得Ⅰに該当しない方		11,000円 【年間 96,000円】	25,700円 【24,600円】	29万円
	低所得Ⅰ 年金収入80万円以下 総所得がゼロの方		8,000円	15,700円	18万円